

虐待防止に対する取り組み

私たちは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく尊厳をもって暮らし、暮らしていくことが大切なことだと考えております。そのためには、ケアの質の向上を目指すことは必要不可欠です。不適切なケアにより虐待を招く可能性もあるため、援助・支援技術、虐待防止などの研修会の開催や日常的な関わりを通して啓発し、利用者に関わるひとり一人が虐待に関する意識を高め、ケアの質の向上とQOLの改善に向けた取り組みを行ってまいります。

□日常活動について

1. 定例会議・研修

- ①定期的に会議を開催し、事業所の活動、虐待に対するチェックや改善状況の確認、ひやりはっと等の報告を全職員で共有し、原因究明と対策などPDCAサイクルを活用し徹底してまいります。
- ②外部・内部研修会等へ積極的に参加し、事業所内での内容共有し利用者支援の質の向上を行います。

2. モニタリングと個別支援計画の工夫

利用者・家族への傾聴、心身状況やニーズ等のモニタリングを丁寧に行い、支援内容を利用者や家族、職員など関係者間で話し合い共有し、利用者にとって最善の支援方法を検討します。

3. 職員のセルフチェックと改善策の検討

- ①各事業所で年1回職員の虐待セルフチェックを実施し、その状況を集約し事業所の傾向を分析し改善策を検討、問題の早期把握改善に役立ててまいります。
- ②定期的な職員ヒアリングの実施、日常的にも積極的に会話を増やすなど、職員からの意見が出しやすいような風通しのよい職場環境づくりに取り組んでまいります。

4. 第三者評価の受審、第三者委員制度の活用

- ①利用者及び家族、職員や地域等のニーズを汲みあげ、それらに答えられる質の高いケアが提供出来るように第三者評価の受審を積極的に取り組んでまいります。
- ②客観的な第三者の視点を取り入れ、潜在化して表面に表れてこない利用者の声を吸い上げるために第三者委員の制度を活用してまいります。

□体制づくりについて

1. 適切な助言体制の確立

- ①日常活動の相談・確認のために、事業本部による各事業所の巡回を定期的に行い、倫理綱領や行動指針に照らして評価する取り組みを行います。
- ②外部専門家による事業所の評価・助言を定期的に行います。

2. 虐待防止委員会

- ①各事業所に「虐待防止責任者」「受付担当者」「第三者委員」を配置し、利用者及び家族等からの虐待通報に対して責任を持って対応します。
- ②どのような行為が具体的に「虐待」にあたるのかについて、各施設・事業所における利用者やサービス提供の状況などの実態に即しながら検証します。
- ③虐待内容の確認や記録を行い、内容や改善状況を第三者委員へ報告し、虐待防止委員会を開催します。

3. 人権擁護委員会について

利用者の権利擁護を目的として、人権擁護委員会を本部に設置しております。

- ・人権問題、虐待などに関する相談の受付
- ・「人権擁護委員会」（毎月1回開催）
- ・虐待の予防等に関する点検及び指導
- ・人権、虐待などに関する研修や会議の開催
- ・ニュースの発行

【相談窓口】 人権擁護委員会 03-6907-8044
ご利用時間 月～金 午前9:00～午後5:00

